

下記の者については、平成22年6月19日(土)に開催した第12回通常総会において、別紙「議案書」のとおり、除名処分いたしました。

〔公表期間 平成23年6月19日まで〕

## 記

1 事務所 兵庫県神戸市灘区永手町3-4-8 タウンブリーズ六甲202  
氏名 森重 邦彦(兵庫支部所属)

2 除名の理由

別紙「議案書」のとおり。

## 議案第 5 号

## 森重邦彦会員（会員番号 6 3 0 3 7 2 1）除名の件

下記の当法人正会員を、当法人定款第 10 条第 2 号の規定により、当法人から除名するとの承認を求める。

会 員 森重 邦彦 （所属支部 兵庫支部 会員番号 6 3 0 3 7 2 1）

## 第 1 処分の原因となる事実

森重邦彦会員（以下「甲」という。）は、委任者 A 氏（女性）の遺言執行者に就任していたが、以下の事実が認められる。

## 1 甲が遺言執行者に就任するに至った経緯

甲は、A 氏の委任を受け、平成 17 年 9 月 6 日見守り契約及び任意後見契約を公証人役場で締結し、同時に A 氏は、公正証書により遺言をし、包括遺贈をするとともに甲を遺言執行者に指定した。

平成 19 年 2 月 6 日、A 氏の死亡により甲は遺言執行者に就任した。

なお、A 氏の親族としては、唯一の相続人である母 B 氏と B 氏の成年後見人である兄 C 氏がいる。

## 2 当法人が本件を把握した経緯

当法人は、平成 19 年 7 月 5 日、B 成年後見人 C 氏による当法人宛て通知書が送付されたことにより A 氏の遺言により公益信託成年後見助成基金が受遺者になっていることを知った。

## 3 甲の遺言執行事務と預金流用の事実

甲は、A 氏の葬儀を執行するとともに家屋内の財産等を処分した。甲は、これらの経費に充てるため A 氏の E 銀行、F 銀行及び G 銀行の 3 口座から、平成 19 年 2 月 7 日から平成 19 年 6 月 1 日にかけて、7 回に分け金 320 万円を引き出し、さらに家屋内財産廃棄費用の差額収入金 2 万円を合わせた合計金 322 万円を現金で管理していた。

しかし、その用途としての葬儀及び死後事務に関する費用の合計は金 1,598,679 円であり、その差額金 1,621,321 円を事務所内で現金管理していた。

平成 21 年 1 月 23 日、兵庫支部役員が甲の事務所において調査したところ、金 1,298,000 円しか保管されておらず、金 323,321 円の不足をきたしていた。この不足金について、甲は明確な説明ができなかった。

甲は、A 氏の死亡により遺言執行者に就任したものの、相続人や受遺者への就任通知や財産目録の作成を長期間怠り、また遺言執行事務に関する資料や帳簿の調製をしな

かった。

甲は、 における金320万円を引き出したのちのA氏の遺産のうち預貯金について、平成19年9月頃よりこれを解約し、その一部を、甲個人名義のH銀行、I銀行、J信用金庫の口座に入金した。この合計額は金19,452,720円である。このうち、I銀行の口座においては、平成19年9月10日には甲個人の預金残高が、金1,668,065円であったところ、A氏の口座より金7,537,401円入金し、残高が金9,205,466円となった。

しかしその後、A氏の遺言執行事務の経費として支出された形跡がないにもかかわらず、平成20年8月5日には、残高が金4,892,866円となり、預り金の不足をきたした。

さらに同口座においては、平成20年8月14日に、A氏のKジュエリー解約金6,607,620円が入金されたが、同年12月4日の残高は金10,769,816円であり、合計で金3,375,205円の預り金不足が生じた。なお、同口座においては、甲の私生活に関するものと推測される定期的な支出がある。

甲の同意を得て兵庫県司法書士会から提供を受けた、甲作成の平成20年12月24日付「報告書」(以下「甲が作成した報告書」という。)によると、甲は、A氏の遺産のうち以外の遺産については計金11,858,622円を現金で保管していた。

甲は、平成20年12月19日に甲名義の預り金口座を開設し、平成20年12月22日から平成21年1月21日にかけて、A氏の遺産のほとんどを移管した。

なお、本件遺言執行事務については、相続人B氏が平成19年8月2日に死亡したため、その相続人であるC氏から、甲会員、公益信託成年後見助成基金及び他の受遺者であるD氏(A氏の叔父)の3名を相手方として、遺留分減殺の調停が申立てられたが、平成20年8月15日に不成立により終了し、さらに平成20年9月5日に前記3名を被告として遺留分減殺訴訟が提起されたが、受遺者2名が遺贈を放棄したこと等により、平成21年11月5日、和解により終了した。

#### 4 業務報告書提出の懈怠

甲は、すでに終了した事件を含め、後見事件5件、補助事件1件、任意後見契約及び見守り契約6件の、当法人の事業に関する事件合計12件を受託しているが、本人死亡により終了した後見2件について平成18年1月31日付で業務報告書を提出したのみで、他の10件については、兵庫支部の再三の指示にもかかわらず業務報告書を提出せず、さらには、平成22年2月5日付で理事長名による提出命令を発出したにもかかわらず提出していない。

## 第2 甲が定款第10条に規定する除名処分に相当すると判断した理由

当法人理事会は、上記第1に示した事実により、下記のとおり判断した。

### 1 定款第48条に違反する行為(定款等遵守義務違反)

(1) 定款第45条及び会員執務規則第2条に違反する行為(品位保持・法令遵守等職責違反)

甲は、A氏の遺産である預金等を順次解約し、1,900万円を超える金員を甲個人名義の3種の口座に分散して入金し、1年余の期間後において金3,375,205円の預り金の不足を生じさせた。本来であればA氏の預金口座もしくは「亡A遺言執行者甲」名義で管理すべきA氏の遺産について、長期間にわたり甲個人名義の口座に入金し、甲個人の預金と混同さ

せるとともに、預り金に不足を生じさせたことは、民法第1012条第2項の準用する同644条の善良な管理者としての注意義務に明らかに違反している。

また、甲が作成した報告書において、「個人の口座のため、私的な支出と混同して、残高が不足しており、横領を疑われるとは思いますが、A氏の財産額の金員は確保しております。」と、後日において預金全額は確保したものの、ある時点で私的支出に伴う残高不足があったことを甲自らが認めているのであって、業務上横領にあたとみられても当然の行為であり、当法人は、甲に著しい品位保持・法令遵守義務違反の事実があったものと判断する。

甲は、委任者A氏の死亡により遺言執行者に就任したが、遺言執行者は本来就任後遅滞なくその事務に着手し、遺言執行者に就任した旨を相続人や受遺者等に通知するとともに、財産目録等を作成し相続人等に交付すべきところ、甲は長期間にわたりこれらを怠った。少なくとも、公益信託成年後見助成基金が遺言の存在を知ったのは、A氏の死亡から5ヶ月経過後である。遺言執行事務を受託する司法書士は、その事務の手順を知悉していることが大前提であるところ、甲は、遺言執行者としての認識を欠き、さらには資質にも欠けるというべきであり、相続財産目録の作成と相続人への交付義務を規定する民法第1011条第1項に違反している。

以上の行為は、当法人の定款第45条の「会員は、法律、福祉その他必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めるとともに、高齢者、障害者等の権利の擁護に配慮し、絶えず人格の向上を図り、この法人の会員としての品位を保持しなければならない。」との規定に反し、会員執務規則第2条の「本法人の会員は、常に品位を保持し、法令、本法人の定款、諸規定及び総会決議を遵守し、公明正大にその職務を行わなければならない。」との規定に反している。

## (2) 会員執務規則第8条第3項に違反する行為(疑惑や不信を招く行為)

甲は、A氏の葬儀や死後事務費用に充てるためA氏の預金を解約し、残金を事務所において金1,100万円を超える金員を現金管理しており、これはすでに他人の財産を「管理」していたとは言えず、むしろ「放置」していたに等しく、さらに、葬儀等の費用として現金保管していた金員においては、結果として金323,321円の不足をきたした。

この行為は、当法人の会員執務規則第8条に規定する「本法人の会員は、本法人の使命を自覚し、次に掲げる行為を行ってはならない。」とされているところの同条第3号の「前各号のほか、高齢者等からの執務の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為をすること。」に該当し、同条に反している。

よって上記(1)(2)により、甲は、定款第48条の「会員は、この法人の定款、規則、規程及び総会の決議を守らなければならない。」との規定に明らかに反する。

## 2 定款第47条に違反する行為(報告義務違反)

甲は、すでに終了した事件を含めて12件の事件を受任しているが、兵庫支部の再三の催告にもかかわらずそのほとんどについて業務報告書の提出を怠り、理事長の提出命令にも従わなかった。これは、当法人定款第47条に規定する受任事件の報告義務に違反する。

以上、上記1及び2により、甲の行った行為は、当法人の定款第10条第2号に規定する「この法人の定款に違反したとき」に該当する。

よって、甲は、当法人定款第10条に規定する除名に相当する。